

論 説

性による区分と法の平等保護

——アメリカ最高裁判所 1971～1980——

釜 田 泰 介

目 次

1. はじめに
—1971～72年の2つの出来事・
違憲判決と憲法改正—
2. 問題の所在
 - ① 男女の役割分担
 - ② 推定事実による区分
3. 最高裁判所の伝統的立場 (1873-1961)
4. 推定事実にもとづく性区分 (1971-1980)
 - ① 女性の能力についての推定
 - ② 男性の能力についての推定
 - ③ 女性の所得の重要性についての推定
 - ④ 女性の義務遂行能力についての推定
5. 立証事実にもとづく性区分 (1971-1980)
 - ① 過去の差別に対する補償
 - ② 統計による立証
6. 最高裁判決の意義
 - ① 最高裁判決の解決した問題点
 - ② 最高裁判決の残した問題点
7. む す び
—憲法改正の意味するもの—

1. は じ め に

—1971～72年の二つの出来事、違憲判決と憲法改正—

1967年3月29日、アイダホ州アダ郡において、1人の男の子が遺言を残すことなく死亡した。この1967年の子供の死が、その後のアメリカ憲法修正14条解釈の流れを大きく変える契機となったのである。

1971年11月22日、アメリカ連邦最高裁判所は、男性を女性より優遇しているアイダホ州法について、修正14条の法の平等保護を侵害するという憲法違反の判断を下した。¹ この事件は、前述の子供の両親がお互いに、死亡した息子の遺産管理人となることを争った事件であった。アイダホ州法は、遺言をせずに死亡した者の遺産管

理人有資格者を、11段階の順位をつけて分類表示していた。その第3順位に「父又は母」というものが存在した。したがって、父母は同一順位に属していた。同法はまた、遺産管理人の有資格者が複数存在し、しかもそれらの者達が法律上同順位に属する場合には、男性を女性より優先するという規定を置いていた。したがってこの規定を適用すると、第3順位に属している父と母との間では父親が母親に優先して遺産管理人に任命されるということになっていたのである。本件は、子供（未成年）の死後、まず母親が遺産管理人に任命されることの申請を裁判所に申し立て、ついで父親が同一の申請を提起したというものである。裁判所は前述の規定を適用して、母親の申し立を退け父親を遺産管理人に任命した。その判断が州最高裁によっても支持されたため、母親がこの規定は法の平等保護を定める連邦憲法修正14条に違反すると主張して、連邦最高裁に上告したところ、連邦最高裁はこの母親の主張を全面的に認めたのである。これは連邦最高裁が、修正14条の法の平等保護条項の下で女性差別立法をはじめて違憲とした判決であった。1868年にアメリカ憲法中に法の平等保護の規定が登場して以来、実に1世紀を経て、はじめて男女の別扱いは違憲であるという判定が下されたのである。

この判決は、その後今日に至るまでの10年間に、これまで当然視されてきた男女間の様々な別扱いに対しその正当性を憲法的に問い合わせきっかけを与えることになるのである。すなわち、長年の間にアメリカ国民の意識の中に定着し、社会の中に法律をとおして定着してきた男女の別扱いを根本的に問い合わせ直す契機となるのである。

1. Reed v. Reed, 404 US 71 (1971).

その原因は、この事件そのものが、長年の間の固定観念を打ち破るものであったからである。すなわち、男女とその間の子供から構成される家庭において、子供（未成年）が死亡した場合の遺産の管理は父親が行い、父が存在しない場合は母親が行うという序列は、何の疑問もなく受け入れられてきた一つの考え方を示していた。そこには、父である男性が中心となり、母である女性が第二次的補助的機能を果すという形の家庭の姿があったのである。もしこの事件の夫婦がこのような形の家庭を維持していたなら、このような争いは生じなかっただろう。しかし、本件の2人は子供の死亡前から別居をしていた。すなわちここには、崩壊した家庭、法的には夫婦関係は存在するが実質的には個々の2人の男女が存在するという形があったのである。そしてこの判決の後に続く男女別扱いに対する根本的問い合わせは、女性に対する差別扱いと、男性に対する差別扱いの両方に対する問い合わせという形をとって現れてくる。

1970年代初めには、このように、性差別法に対する違憲判決が初めて下されただけでなく、いま一つの画期的出来事が発生している。それは1972年3月22日、上院が、下院より送付された、性差別を明文で禁止する憲法改正案を可決したことである。これは「法の下の諸権利の平等は、性別を理由にして合衆国又はいかなる州によっても否定又は侵害されてはならない」というものであった。連邦議会はすでに1963年に、同一賃金法 (Equal Pay Act) を修正して性による賃金差別を禁止した。また1964年には、公民権法 (Title VII of the Civil Rights Act of 1964) により雇用における性差別を禁止した。そしてなお残る種々多様なる性差別問題を一挙に解決せんとして、ついに憲法改正という道を選択したのである。しかし、この憲法改正案は州による批准過程で、いまだ改正に必要なだけの州の賛同を得ていない。

このように1970年代初頭には、アメリカは憲法史上画期的な、司法部と立法部における二つの大きな出来事を体験したのである。本稿は、

この二つの出来事のうちの前者の事件に端を発する一連の性区分関係事件に対して、その後10年間にアメリカ連邦最高裁が下した憲法判断を分析することによって、その意義を明らかにし、そしてこの憲法判断と第二の出来事である憲法改正提案との関連性を明らかにしようとするものである。²

2. 問題の所在

① 男女の役割分担

法律上、種々の形の男女別扱いが存在するが、それらは大部分の場合、共通の意識によって支えられているといってよいであろう。その共通の意識とは、社会生活を行っている人間に期待されている一つの社会生活像、人生像に関するものである。人間は個人として誕生するが、その出生の瞬間より社会の一員としての人生を期待してきた。すなわち、いずれの性を有して出生する個人であれ、人生の途上では必ず婚姻という社会的に認められた制度を通して、家庭という社会の最小単位の制度の構成員になるということを期待されてきたのである。そしてこの男女は、婚姻関係にある男女を中心として構成される家庭の維持機能を負わされる。そしてこの機能を果す上で、この男女は家庭を維持する上で必要な役割を分担することを予定される。その分担は大体において、男性が外での機能、女性が内での機能、すなわち、男性は家庭の外にあって生活の糧を得、家庭を支えるのに対し、女性は家庭の内にあって、家事、出産、育児に従事することで家庭を支えるというものである。このような形の人生像が、個人として出生した人間に大きな影響を与えてきたことは否定できない。このような人生の姿は、当然のこと、あ

2. 最高裁の下した憲法判断の動向について研究したものとしてすでに、高橋一修「アメリカの男女差別判例の動向(1)」 ジュリスト No. 726, 104頁(1980); 久保田きぬ子「アメリカ法と男女の平等」(1977-2) アメリカ法 197頁; 拙稿「性による差別とアメリカ憲法(1)-(8)」 同志社法学 144-146号 (1977) がある。また憲法改正案の研究としては北脇敏一「修正27条の研究」日本法学38巻4号 (1973); 塚本重頼「アメリカ合衆国憲法修正26および27について」法学新法80巻3号 (1973) がある。

るべき姿として固定化して長い間人類の社会を支えてきたし、今日も支えているのである。この人生についての固定観念の強さは、時代により多少の違いはあるとはいえた相当なものといつても良いであろう。そこには、個人の意思によるこれ以外の生き方（結婚しない、出産しないという個人の選択）は、例外的なもの、本則からはずれた変則的なものとみなす強い意識が存在するのである。人間は結婚をし、家庭を築き、子供を育てるべきだという固定観念は、家庭内における男女の役割分担についての固定観念を生むに至る。社会生活上における男女の役割は異なるというこのような固定観念は、法律に反映し、法律上の男女別扱いを支えることになるのである。これが第一の問題点である。

② 推定事実による区分

前述したように、男女別扱い法の多くは、家庭生活における男女役割分担型思考に支えられているが、いま一つ、ここから派生した推定に裏付けられた場合も多くみられる。法律が男女役割分担思考そのものに支えられている時は、両性は、お互いの性固有の役割領域より、役割の分担を理由に相互に排除される。そして、法律が、それから派生した推定事実に支えられている場合も、男女お互いが性固有の領域から排除されたり、不利益扱いを受けたりする。すなわち、女性の本務が家庭にあって家事、出産、育児であるとする固定観念から、家庭の外での仕事に対する女性の能力、適格性を低く推定したり、外の仕事に従事する意思そのものを低く推定し、それによって家庭外での仕事から女性を排除したり、または家庭外の仕事において女性を男性とは別扱いするというものである。

このことは男性の場合にも起る。すなわち、男性の本務が家庭の外にあるという固定観念から、男性の家事育児に対する意思、能力、適性を低く評価し、もって男性を家庭内での仕事から排除したり、男性が家庭外の仕事に就いていない状態に配慮を示さないということである。

推定事実は立証されていない事実であるところに特徴がある。したがって、この未証明の事

実がそのまま法律を支える事実として扱われる場合には、本人の受けた被害は非常に大きなものとなる。すなわち、この場合には本人の能力、意思、適性について性にもとづく固定観念をもとにして一定の推定をうけるだけで、本人はそれを否定、訂正するための機会、反対立証の機会を与えられないのであるから、本人の真の能力、意思、適性とは無関係のものに法的効力が与えられることになるということである。このように、反証の機会を与えない推定³に支えられたものが、性区分立法の場合には多いということが第二の問題点である。

3. 最高裁判所の伝統的立場

このような男女役割分担思考と、それに由来する推定事実に支えられた男女別扱い立法に対する最高裁判所の1960年代までの態度は、一貫して合憲の立場であった。その合憲の判断は、この立法を支えているもの、すなわち役割分担思考またはそれに由来する推定を正しいものとして認めたものといえる。

1868年、憲法修正14条が制定されその中に「州はその管轄内にある何人に対しても、法律の平等なる保護を拒んではならない」という規定が導入された。この平等保護規定がアメリカ連邦憲法中に登場してから数年経た1873年、連邦最高裁は、女性の弁護士登録を認めていないイリノイ州法を合憲とする判決を下している。⁴これはバーモント州からイリノイ州へ移転して同州住民となった一既婚女性が、イリノイ州で弁護士登録を申請し拒絶されたため、同州法は修正14条中の市民の特権・免除の規定「いかなる州も合衆国市民の特権または免除を損う法律を制定し、或いは施行することはできない」に違反するとして争った事件で、前述の平等保護規定違反を争ったものではない。したがって合憲判決も平等保護についてのものではないが、この判決において同意々見を述べた Bradley

3. 抽稿「法律上の区分と反証を許さない推定則」同志社アメリカ研究13号1頁(1977)。

4. Bradwell v. Illinois, 16 Wall 130 (1873).

判事が次のような注目すべき意見を述べているのである。

曰く「男性は女性の保護者、擁護者であり、またそうあるべきである。女性に属している自然、かつ固有の憶病さと纖細さのために女性は多くの市民生活上の職業に不向きである。家族組織の構成は事物の本性と同様に神の命令中に基礎を置いているが、それは、家庭の領域を女性の支配と機能に適切に属す領域として示している。家族制度に属す（または属すべき）利益と目的の調和（同一化といっているのではない）した考え方は、女性が彼女の夫とは別の独立した職業につくという考え方と矛盾するものである。……多くの女性が結婚しないで、婚姻状態からもち上る任務、複雑さ、無能力のいずれによっても影響されていないことは真実である。しかし、これらは一般ルールに対する例外である。女性の永遠の運命と使命は、妻と母親という高貴にして優しい仕事を果すことである。これは神の法である」⁵と。

ここには、家庭生活における男女の役割分担を事物の本性と神の意思によるものとする立場が明白に示されている。すなわち、これは、女性の家庭外での仕事に対する能力を推定し、それを理由に外の仕事から排除することを正当化すると同時に、女性を家庭内の仕事に従事させることは究極的には神の法であるという点からもそれを正当化しているのである。そしてまた、結婚していない女性の存在を認めつつも、これを例外的現象と述べている。ここには、男女の役割分担思考を支えている人生観が、よく示されているといえよう。法の平等保護の観念が憲法に登場した直後に、このような性による役割の分担についての考え方が、最高裁判所裁判官の口をとおして表明されたということは注目に値することといえよう。当時男女の役割分担思考がいかに強い社会意識であったかは、同判事をしてそれを神の法と言わしめたことを考えると容易に推測できる。男女の役割をこのような形で固定化させる考え方が社会の大勢を占める

5. *ibid.*, 141.

意識であるということは、その後1世紀余りにわたって最高裁判所により認定されつづけたといえる。それは次の20世紀初頭の判決の中に見ることができる。

工場、洗濯場で、女性が働く時間を1日10時間以内に制限しているオレゴン州法は、契約締結の自由を侵害するとして争われた事件で、最高裁判所は合憲の判断を示す過程でその理由を次のように述べている。「女性の肉体的構造と母性機能の遂行とが、生存競争の過程で女性を不利な立場に立たせていることは明白である。このことは、母性としての任務が女性に課されている時特に言えることである。……女性の身体的特徴と女性のもつ母性機能を適切に果させるということが、男性の飽きることのない競争心と熱心さから女性を保護している立法を正当化する理由である。」⁶

ここには、女性を家庭外の仕事から役割分担を理由として完全に排除するという姿勢はみられない。しかし、女性の肉体的能力を推定にもとづいて評価しており、また女性の本務は依然として出産を中心とするものであるとする立場がみられる。本件で争われた法律は、女性が家庭外の仕事に従事することを認めることを前提としたものである。その争点は、女性の労働契約を締結する自由を、法律が10時間に制限することの是否という点にあった。この制限を、憲法上許される制限、合理性のある制限と判定するに際し、最高裁は女性の母性機能の遂行を保護するため、すなわち母性機能遂行に必要とされる健康な母体の維持のために、労働時間の規制が必要であるとしたのである。この判決の出る数年前、製パン工場での労働時間を1日10時間以内に規制したニューヨーク州法は、男性労働者との関係では、契約の自由に対する不合理にして、不必要、専断的な干渉であるとして違憲の判定を下した⁷ことと比較すると、このことは一層明白になるのである。女性が家庭外の任務に就くことが認められるようになってから

6. Muller v. Oregon, 208 US 412, 52 L Ed 397 (1908).

7. Lochner v. New York, 198 US 45 (1905).

も、依然として女性の本務は家庭にあると考えられていたという当時の社会意識をこの判決ははっきりと反映していると言えるのである。このことは1961年の次の判決においても認められる。

これは夫を殺害したことで殺人罪の有罪判決を下されたフロリダ州の女性が、自分の犯した罪の性質上、同性である女性の陪審員の判断が必要であったにも関わらず、自己の有罪判定を下した陪審は全員男性で構成されていたから、これは公平な陪審による裁判とはいえないと主張し争った事件である。⁸ 同女性被告人は、また、このような男性だけから構成される陪審を生み出した原因は、フロリダ州の陪審法が、憲法に反して女性を陪審勤務から排除しているからであると主張した。問題とされたフロリダ州陪審法は、陪審員資格を21歳以上の市民、有権者、1年以上の州への居住という要件を定めた上で、女性については本人が陪審勤務につくという希望を提出しないかぎり陪審員名簿に載せないと定めていた。すなわち、男女両市民に対し陪審員資格を付与して陪審勤務の義務を課すと同時に、女性についてだけ本人の希望によりこの義務を免除する特権を与えていたのである。前述の女性被告人は、この特権の違憲性を争ったのである。最高裁は、この別扱いは合理的なもので、憲法に違反しないと判定する過程で次のように述べている。「女性は、過去の時代の制約と保護から明らかに解放され、これまで男性に留保されていると考えられてきた社会生活の多くの分野に入り込んできたにも関わらず、女性は依然として、家庭と家族生活の中心人物であると考えられている。われわれは、州が、公共の福祉を追求する中で、女性が自ら、陪審勤務が女性自身の特別の義務と矛盾しないことを判断するのではないかぎり、陪審勤務という市民の義務を免除されるべきであると判定することは許されない、と述べることはできない」⁹と。

陪審員として裁判過程に参加することは、市民の義務である。この市民の義務もここ

では男性の本務の一つとして考えられ、女性にとっての本務の一つとは考えられていない。女性の本務はあくまでも家庭にあるがゆえに、女性が市民としての義務を果すのもその本来の任務と抵触しない範囲内でのことであると考えられているのである。Bradley 判事が1873年に、女性の役割は妻であり母であるとし、この役割分担は神の法であると述べてから1世紀近く経過し、その間に女性が家庭の外での役割を果す状況がますます増加した20世紀半ばにおいても、依然として男女役割分担に関する本則は崩れていないと最高裁は認定したのである。

ここで紹介した三つの事件は、1970年代に登場してくる事件と異なる特殊なものではない。むしろ、70年代に争われる事例のすべての争点を、それぞれすでに提起していたのである。第一の争点は、男女の役割は厳然と分離されているから、女性はその性固有の役割領域においてその本務を果すべきであるという理由により、女性を男性の固有領域から排除したり、また仮にその領域での仕事を認めるとしても、男性の方を優遇することは、法の平等保護を侵害することにならないかということである。1873年の事件は、この種の争点を含んでいたということができるのである。第二の争点は、反対に、女性を男性より優遇することは法の平等保護を侵害することにならないかということである。1907年と1961年の事件は、この種の争点を提起していたということができるのである。

70年代に入ってからの性区分関係事件は、この二つの争点が入り混じて、最高裁の場に解決を求めて提起されるのである。そしてこれらの争点に対する最高裁の態度もまた、違憲合憲と分れ、揺れ動いて行くのである。60年代まで堅持されてきた合憲の立場が、何故、70年代に入って違憲合憲と分れて行くのか、特に今まで合憲とされてきた男女別扱いはどのような理由から違憲となるのか、また、どのような理由からにせよ、合憲の立場が違憲と変化した流れの中で、何故、合憲の判断が依然として存在しているのか、違憲と合憲を分ける理由は何であった

8. Hoyt v. Florida, 368 US 57, 7 L Ed 2d 118(1961).
9. 7 L Ed 2d 122.

のか。これら一連の最高裁判断により何が憲法的に解决され、何が解决されなかったのか。以下、70年代に下された最高裁の性区分事件判决を、推定事実にもとづく性区分と立証事実にもとづく性区分とに分けて分析し、それを通して、このような問題点の解明をこころみたい。

4. 推定事実にもとづく性区分

① 女性の能力についての推定

最高裁が性区分立法をはじめて平等保護規定違反とした1971年の **Reed** 事件¹⁰では、争われたアイダホ州法は遺産管理人という職から女性を完全に排除してはいなかった。すなわち、遺産管理人は男性固有の職であるので女性を排除するとはされていなくて、女性にもこの職に就く機会が保障されていた。しかし父である男性が母である女性より優先的に任命されるとなっていたのである。したがって争点は、この男女の優劣扱いが、法の平等保護を侵すかということであった。子供が死亡した場合の遺産管理人に両親のいずれかが任命されると法定するのと、父が優先的に任命されると法定するのとは次の点で異なる。前者の場合には、父母のいずれかの適任者が任命されることになり、その場合には任命に先立ち両人の適格性についての判定が先行することになる。これに対し後者の場合には、両者の適格性とは無関係に、男性である父が、女性である母より適任者であるとみなされているのであるから、任命に先立って両者の適格性判定は存在しない。一つの家庭を構成している男女のいずれかがその子供の遺産管理人に任命される場合、普通の状態では、父を優先させ母を第二次的に考えても両者の間に問題は生じないであろう。しかし本件のように夫婦が別居とか離婚をした状態下では、何故、男性を女性より優遇すべきなのかという根本的疑問が提起されることになるのである。また、普通の状態下では、父母の間の適格性についての審査をするということは手間のかかることであると同時に、その夫婦にとっても無用の煩雜な手続といえよ

10. *Reed v. Reed*, 30 L Ed 2d 225 (11/22/1971).

う。しかし父母の間に亀裂の生じた状態では、この手続きは必要不可欠の手続といえよう。本件の争点はこのような性格をもつものであった。

最高裁は、まず、この争点を平等保護条項の下で判定する場合の基準を次のように述べる。「平等保護条項を適用するに際して、当法廷は一貫して、修正14条は異なったクラスにある者を異なった方法で扱う権限を州に拒絶するものではないことを認めてきた。しかし同修正の平等保護規定は、ある法律を定め、その中で人々を異なったクラスに類別し、その法律の目的とは全く関係のない規準にもとづいて彼らを異ったように扱う権限を州に与えてはいない。区分は『専断的でなく合理的なものでなければならない。すなわち、当該法律の目的に相当にして実質的関係をもった相違を理由とするに依拠していなければならないのである。したがって同じ状況にある者はすべて同じ扱いをされるべきなのである』(*Royster Guano v. Virginia*, 253 US 412, 415 (1920)). そこで本件で提起されている問題点は、遺産管理状を求めている競合申請人の性の違いは……立法目的に合理的な関係を有しているかどうかということである」¹¹。

政府側主張の、男性を女性より優先させた立法目的は、同順位にある複数の有資格者間の争いを除去することによって遺言検認裁判所の仕事量を減少させることにあった。すなわち、同順位にある父母の遺産管理人としての能力、適格性を判定するという仕事から裁判所を解放することが立法目的とされたのである。この目的を達成するために、父である男性を優先させるという手段を選択したのである。判決はこの立法目的の正当性を認めつつも、一方の性に属する者に他の性に属する者より優先権を与えることは、正に平等保護条項により禁止されている専断的な立法上の選択に当るものと設けることであるとして許されないとしたのである。すなわち、父母の扱いを異にするという区分は、性の相違を理由とするもので、この性の相違は、裁判所の仕事量を減らすという立法目的に相当にして

11. *ibid.*, 229.

実質的関係をもった相違ではなく、目的と全く関係のない理由による別扱いということになるのである。性の相違は立法目的に合理的関連性を有していないから、まさに専断的な区分、合理性を欠く区分ということになるのである。

男性優先規定は一つの推定にもとづいているというべきである。すなわち、父母のいずれが遺産管理人としての能力の適格性を備えているかの判定を、男性優先規定を定めることによって省略するということは、男性が女性より適格性を備えているという推定を働かせていることになるのである。¹² そしてこの推定については、それを立証する証拠が提出されていないわけであるから、正に男女の役割分担思考に由来するものというべきである。この推定事実は、法廷で、それに対する反証を行う機会を女性から剥奪しているということから、反証を許さない推定という形をとっており、それだけ強い推定ということになるのである。このような推定事実は、個々の具体的な父母との関係では必ずしも真実とは言えないものである。そうだとすると、父母の間の取扱いの違いというものは、結局、遺産管理人としての能力についての未証明の推定にもとづいたものとなり、それは男女の相違にもとづいた別扱いとは言えないことになる。すなわち州が、異なったクラスにある者を異なる方法で扱う権限があるとしても、この場合の父母は死亡した子供の親という立場において子供との関係が等距離にあり、遺産管理人としての能力についても同様に、2人共未証明の状態にある。ゆえに両者は同じ状況にある者であり、いいかえれば異なったクラスの者ではなく、これを異なるように扱うことは出来ないことになるのである。判決が、当該州法は同じ状況にある男女を異なったように取り扱うことにより、平等保護条項を侵したと判定したのはこのことを言っているのである。そしてこの判決

12. Reed判決中では最高裁はこのことに特に言及していないが、後に Schleginger v. Ballard 判決中で「アイダホ州法の根底に存在した推定は、男性は女性よりも一般に、より優れた遺産管理人であるということである」(42 L Ed 2d 618 (1975)) と述べている。

の後に提起される事件は、ほとんどこの Reed 判決で示された判断基準を適用することで解決されていくのである。

個人としての男女は結婚により一つの家庭を形成し、役割を分担する。そして両者はその家庭の崩壊により一個の男性、一個の女性という個人に返る。Reed 事件は、こういう状況の下で、これまであまり疑問視されていなかった父母の優劣扱いに対し、根本的問い合わせを行った事件であった。次の Stanton 事件¹³もまた、家庭の崩壊が性区分扱いに対する同じような問い合わせを生むということを示したものである。

ユタ州では成年令を男性21歳、女性18歳と、3年の差を設けて定めていた。娘と息子をかかる夫婦が離婚をし、子供は母親の手元におかれ、父がその扶養料を支払っていたところ、父親は娘が18歳になった時点で、扶養料の支払を中止した。この父親の措置が裁判所によりこの成年令法を根拠に認められたので、母親がこの法律は女性差別であるとして争ったのが本件である。

この男女成年令の差を正当化する理由として、二つのことが主張された。第一は、一般的にいて家庭を支え生活必需品を備えるのは男の主要な義務であり、したがって男がこのような責任を引き受ける前に、良き教育とか訓練を受けるのは男性にとって良いことであるということであった。本件との関係でいうなら、男性の役割は家庭の支え手としての任務を遂行することで、その役割を引きうけるに先立ち教育訓練を受ける必要があるがゆえに、女性より長く親からの援助を受ける必要があるということであった。第二の理由は、女子は一般的に男子よりも早く肉体的にも感情的にも精神的にも成熟しがちであること、並びに女子は一般的にいって男子よりも早く結婚しがちであるということであった。最高裁は、このような伝統的な思考にもとづく性区分を社会的事実に反するものとして、次のように拒絶するのである。

「子供は男であれ、女であれ依然として子供なのである。もはや女性が家において家族の面倒

13. Stanton v. Stanton, 421 US 7 ; 95 S Ct 1373 (4/15/1975).

をみることだけに運命づけられてはいないし、男性が外へ出て働いたり知的な世界に運命づけられてもいいのである。女性の活動と責任はますます増加拡大している。男女共学は事実であってめずらしいことではない。仕事の世界、専門職、公務に女性が存在し、教育というものが必ずしも必要な条件でないとしても望ましいとされるすべての生活領域に女性が存在しているということは明らかであり、かつ、裁判所によって適切に確認されうる事項である。もしも男の子が教育や訓練を受ける間、親からの生活費を保障するために特定の未成年期が必要とされるのであれば、それは女子にとってもそうである。……そして、たとえ女の子は早熟であるということから18歳以降は扶養の必要性はないというような考え方方が今日においても依然として何らかの力を持つとしても、われわれはこの主張が疑いのない真実を語っているとか、この主張が意義のあるものだと考えることはできない。」¹⁴

親の子供に対する扶養の義務については、一つの家庭が平和に存続しているかぎり、本件のように息子と娘との間に相違を生むことはあるいはなかったかもしれない。しかし両親の対立状態はこのような別扱いを生み、それを契機として男女成年令の差異の適憲性を問い合わせことになったのである。判決の違憲の論理は、親の子供に対する扶養という目的に男女の性の違いは何ら関係を持たないということであった。性の違いはすなわち役割の違いを意味するという政府側の正当化について、判決は、女性の家庭外への進出という社会的事実、言いかえれば役割の変化の存在、男女共学という事実の存在を指摘することにより、伝統的な役割分担型思考もとづく推定事実は、今日の社会的事実と合致していないから真実ではないとしたのである。性の違いが役割の分担という事実を忠実に反映していないとすると、男女はともに同じ役割につく可能性をもった存在として同一の状況にある者となる。そしてそのような同種の役割を

果すために教育、訓練が必要ということになると、それは男女共に同一の状態にあるということになり、親からの扶養を受ける必要性においても同一状態にあるということになる。したがって親からの扶養の年月に差異を設けることは、同一状態にある者を同一に扱わないことになり、ゆえに合理性を欠く専断的な区別ということになるのである。また当該区分は、肉体的相違とそれに由来する婚期の相違によるという正当化も真実とはいえないとしたのである。本件判決の特徴は、裁判所が、女性が家庭外の仕事に従事しているという社会的事実を明白な事実として認定し、それにもとづいて、性というものによって男女の役割を分担してきた考え方方が社会的事実としてはもはや真実でないという判定を下したことである。すなわち、性区分立法はもはや社会的事実の支えを失ったとしているのである。これは60年代までの最高裁の立場に見られなかった全く新しい認定であり、60年代までの合憲判断を変更させた原因是、この社会的事実についての認定の違いによるというべきなのである。

③ 男性の能力についての推定

従来男性の役割とされてきたものを行うに際しての女性の能力を低く評価してきたのは、男女の役割分担思考に由来する推定であった。この同じ推定は、男性が本来女性の役割とされている領域の仕事をする場合の能力を低く評価することをも意味しているのである。このような推定にもとづいて、男性を家事育児の領域から排除することの適憲性が争われたものに、1972年の *Stanley v. Illinois* 事件¹⁵ がある。

イリノイ州法は、未婚の父の子供は、母親の死亡と同時に州の被保護者となると定めていた。そして未婚の母については、このような規定はなかった。これは父母の子供に対する関係についての別扱いを定めるものであった。(但し、婚姻関係にある父母については、離婚、別居、死別という事態が発生した場合にもこのような別

14. 95 S. Ct 1378 (1975).

15. *Stanley v. Illinois*, 405 US 645, 31 L Ed 2d 551 (4/3/1972).

扱いは存在していなかった。この点で父母の別扱いは徹底した形のものではなかったが、本件の婚姻関係にない父母の別扱いは、男女の家庭内での役割についての別扱いという共通争点を提起しているのである。) 18年間生活を共にし、3人の子供をもうけた男女のうち女性(母親)が死亡した時、男性(父親)は婚姻関係になかったことから前述の法律を適用され、子供をも失うに至った。そこで当該男性が、①自分は親として不適当であるという立証を一度もされなかっただこと、②未婚の母親はこのような立証の機会を与えられずに子供を奪われることはないこと、③ゆえに当該法律は、自分から法の平等保護を奪うものであるとして争ったのが本件である。当該条項は、(夫婦の)母(女性)は子供を育てる適格性を有しているが、(未婚の)父(男性)は子供を育てる適格性を有しないという推定によって支えられていた。州政府側はこの推定を理由に、父親に対しては、その不適格性を決定する個別聴聞の機会を与える必要ないと述べた。最高裁はまず、当該父親は自分の子供を取り上げられるに先立ち、親としての適格性に関して聴聞を受ける資格を有していたとして、適正手続き違反を認定すると同時に、父親に対しこのような聴聞の機会を拒否する一方で、母親に対しては聴聞の機会を与えることは、法の平等保護を父に拒絶したことになると判定した。¹⁶

この法律の目的は子供を保護することにあった。そして未婚の父母を別扱いするについては、父母の間に子供を保護する能力についての相違が存在していると推定されたのである。この推定は、個々人の能力との関係では真実であったり真実でなかったりするが、それはあくまで個人の能力の差であって、男性と女性という父母の能力の差ではない。そしてその個人の持つ能力については(ここでは子供に対する保護能力については)、個別的聴聞を行うことにより判定されるものである。そうであるとすると、父母は子供に対する能力が未知の段階に置かれて

いるという点で同一の状態にあるわけであるから、これを男性のみ能力を欠くものと断定することは、同一状態にあるものを同一に扱わないということになるのである。このように、同一状態にある者を同一に扱わなかったのは、行政の便宜性のためであった。本件違憲判決は、便宜性という理由をもってしてはこのような別扱いは許されないとしたのである。

このように、家庭内における父母(男女)の子供に対する関係は同等のものであるということは、養子縁組に対し父親の同意を不用としている法律を争った1977年の **Caban v. Mohammed**¹⁷ 事件でも確認されている。子供の養子縁組は、(未婚の)母親の同意のみで成立し、(未婚の)父親の同意を要せずとしていたニューヨーク州法を違憲の性区分と判定する過程で、最高裁は「たとえ未婚の母親というものが、未婚の父親よりも両者間の生れたての子供に対してはより密接な関係を持つとしても、このような親子関係に関する一般化は、子供の年令が増すにつれて、立法上の区分理由としてはあまり受け入れられないものになって來るのである。」¹⁸ と述べたのである。すなわち、子供に対する父母の能力の間には相違が存在するという推定は、真実でないとされたのである。また、後述する陪審勤務に関する **Duren** 判決中でも、子供を養育するということは重要なことであるが、その役割の分担は性的中立の規定によりなされねばならないとされたのである。¹⁹ ここに至って、女性が家庭の外へ出て本来男性の役割とされたものを果すようになったことにより、その能力に対する推定事実が真実でないと否定されたと同じように、逆に、男性の、従来女性の領域とされていた家事・育児という役割についての能力推定も、真実でないとして排除されるに至ったのである。

③ 女性の所得の重要性についての推定

男女の役割分担思考は、女性が家庭の外の役

17. *Caban v. Mohammed*, 47 LW 4462 (4/24/1979).

18. *ibid.*, 4465.

19. *Duren v. State of Missouri*, 47 LW 4089, 4092 (1/9/1979)

割を果すことが社会的事実として認定されるに至った後も、一つの推定を生み出してくる。それは、たとえ女性が家庭外の仕事に従事するとしても、その女性の得る所得は、当該女性の家庭にとっては重要な意味を持たないか、または男性である夫の所得を補足する、第二次的意味しかもたないという推定である。すなわち、女性が男性と同一の仕事の世界に参加するとしても、彼女達の家庭を支えているのはあくまでも夫である男性の所得であり、女性である妻の所得ではないということである。このような推定は、勤労している男性の配偶者はすべて夫の扶養家族であるという推定を生み、逆に、勤労している女性の配偶者はすべて妻の扶養家族ではないという推定を生む。このことは更に、勤労している夫が失業、廃疾、死亡という状態になった時は、その妻はすべて困窮した状態に陥るが、勤労している妻が失業、廃疾、死亡した場合、その夫は決して困窮した状態にはないという推定を生む。これは女性が家庭の外へ出て、従来男性の職とされていた領域で活躍することにより、その女性の属す家庭内の夫婦の役割分担に変更が発生していることを、事実として認めないと帰因する推定である。すなわち、女性の所得はもはや、彼女達を夫の扶養家族とする必要をなくし、したがって、夫の失業、廃疾、死亡は彼女達の経済生活にあまり大きな意味を持たないという形の家庭がすでに出現していると同時に、逆に、女性の所得が家計を支え、夫は妻の扶養家族であり、したがって妻の失業、廃疾、死亡は夫の経済生活に大きな影響を与えるという形の家庭も出現しているという事実に対する認識が欠如しているのである。70年代にはこの種の推定に支えられた性区分立法を争った事例がいくつか存在する。これらはいずれも男性差別であると同時に女性差別、女性差別であると同時に男性差別という、両方の性に対する差別という形で説明できる現象である。

妻は当然夫の扶養者であるが、夫は妻の扶養者であることはないという推定が争われたものに、1973年の **Frontiero v. Richardson** 事件²⁰

がある。

連邦法は、軍人の配偶者に対する住宅手当、医療手当の支給要件として、男性軍人の場合は妻を無条件に扶養家族として申請することを認めるが、女性軍人が夫を扶養家族として申請するためには、彼女は、彼女の夫がその生活費の半分以上を妻である女性軍人に負うていることを立証しなければならないと定めていた。一女性軍人が当該手当の申請に際し、この立証をしなかった(夫の生活費の妻への依存度は1/2以下であった)ことを理由に手当支給を拒否されたため、この法律は女性差別であるとして争った。すなわち、このような立証責任を女性にだけ課していることと、彼女と同一状況にある男性(その妻の生活費の夫への依存度が1/2以下のもの)には手当が支給されているという二点において、女性を差別しているとして争ったのである。最高裁はこの主張を全面的に認め、この法律は同じ状況にある男女を異なったように取り扱うものであるとして、違憲の判定を下した。政府側の正当化理由は、経験的事項として妻はしばしば夫に扶養されているが、夫はめったに妻に扶養されていないがゆえに男性勤労者の妻は財政的に夫に依存していると推定し、事実上の依存度を立証する責任を女性軍人にのみ負わす方が経費の節約になるということであった。すなわち当該法律上の性区分を正当化する唯一の理由は、このような行政上の便宜性にあるとされたのである。これに対し、判決は、①政府はこのような別扱いが実際に経費の節約になるという証拠を提出していない。②これを立証するためには、男性軍人全員に手当を支給する方が、依存度の要件を立証した男性軍人にのみ手当を支給するよりも経費の節約になることを政府は証明しなければならない。③本件でこのような資格審査を行うと、男性軍人の妻の多くは、手当を支給される資格を失うという重大な証拠が存在している。④女性軍人の夫の、妻への依存性決定は宣誓供述書によりなされており、経費の

20. *Frontiero v. Richardson*, 411 US 677, 36 L Ed 2d 583. (5/14/1973)

かかる審理手続ではないことを考えると、政府側の経費節減という正当化には疑問があるとした。判決は、大要以上の四点に言及することで政府側の主張は立証されていないことを指摘した。²¹

この性区分は、妻は夫の扶養家族であるが、夫は妻に扶養されていることはないという推定により支えられていた。判決は、この推定が真実ではないとしたのである。すなわち、本件は、女性軍人とその夫との間の経済的関係（夫に法定要件以上の所得があった）は、同じように男性軍人とその妻（妻に法定要件以上の所得がある）との間にもみられるという事実が認定されたのである。推定事実は社会的真実ではなかったということであり、従ってこのような推定を採用することは、同一状態にある男女を別扱いすることになる。そこで判決は、「行政上の便宜性を達成するためにのみ性間に厳格な一線を引くような制定法上の制度は、必然的に、『同じ状況におかれている男女に対する異なった扱いを命ずることになり』、したがって『憲法により禁止されている専断的な立法上の選択にまさに該当するもの』(Reed v. Reed) を含んでいるのである」²²と判定したのである。

本件は、夫が妻の扶養家族ではあったが夫にもかなりの（法定要件以上の）収入があった例であった。そして、このような形で女性が家計を支えている家庭と、妻が夫の扶養家族ではあるが妻に収入（法定要件以上の収入）があるという形で夫が家計を支えている家庭とを別扱いした例であった。配偶者である夫に幾分かの収入があったため、本件のかかえる真の争点（すなわち男性の所得は家庭にとって重要であるが女性の所得は重要な意味をもたないという推定は正しいか）が、ここではあまり明確に出ていない。女性の所得は家庭の中で重要な意味を持たないという推定が誤りであることがもっと明白に出てくるものに、次の女性の失業に関する1977年の **Califano v. Westcott** 事件²³ がある。

21. 36 L Ed 2d 583, 593—594.

22. *ibid.*, 594.

23. Califano v. Westcott, 47 LW 4817 (7/25/1979).

連邦社会保障法は、父親の失業が原因で財政的基盤を失った子供に対する社会保障給付の支給を定めていたが、母親の失業が原因で同じ状態下におかれる子供に対する給付支給を認めていなかった。本件は、定職に就いた経験のない夫と幼児一人をかかえて家計を支えていた妻が失業したため、社会保障給付の申請をしたところ、この条項を理由に拒絶されたため、女性差別として争った事件である。最高裁は、本法の性区分は、重要で有効な立法目的の達成に実質的関連性を持つものではなく、父親は家庭の生計を支える第一次責任を負っているが母親は家庭と家族生活の中心であるという性にもとづく伝統的固定観念にのみ支えられているとして、このような推定にもとづく立法は違憲（修正5条違反）であるとした。すなわち、妻である女性が唯一の勤労者として家計を支えている場合と、夫である男性が唯一の勤労者として家計を支えている場合との状況は同じであるから、両者が失業した場合の家族給付支給で別扱いすることは、同一状況にある者を同等に扱わないこととなり、女性に対する差別となる専断的区分となるということである。このように女性の所得は家庭の中で重要な意味を持たないという推定は、女性勤労者が死亡した場合の遺族給付関係事件においても争われ、最高裁の違憲判定を受けるのである。

第一に、1975年の **Weinberger v. Wiesenfeld** 事件²⁴ がある。連邦社会保障法は、勤労者が死亡した場合、その所得にもとづいて遺族に対し支払われる遺族給付の支給につき、勤労者である夫が死亡した場合には、残された妻と未成年の子供の両方に支給されるとして、勤労者である妻が死亡した場合には、残された未成年の子供に対してのみ支給され、夫に対しては支給されないと定めていた。勤労していた妻の死亡後遺族給付を申請した夫が、子供に対する給付は認められたが、自分に対する給付はこの規定を理由に拒否されたので、これを男性差別立法とし

24. Weinberger v. Wiesenfeld, 420 US 636, 43 L Ed 2d 514 (3/19/1975).

て争ったのが本件である。最高裁はこの条項を憲法違反と判定した。

判決は、当該条項には *Frontiero* 判決で違憲とされた考え方と同じものが含まれているとして、それは「男性勤労者の所得はその家族の生活費にとってきわめて重大なものであるが、他方、女性勤労者の所得はその家族の生活費に重大な貢献をしていない」²⁵ ということであると認定した。そして、「明らかに、男性の方が女性よりもその配偶者と子供の第一次的扶養者となる場合がより多いという考えは、経験的にみて全く根拠のないことではない。しかしこのような性に基づく推定は、勤労していてその所得が家族の生活費に重大な貢献をしているような女性の努力を無視するには十分な正当化理由とはなりえない。……当該条項は、明らかに、男性が彼らの勤労の結果として受けている家族に対する保障を、女性から剥奪する機能を果しているのである」²⁶ と述べ、このような機能を果している性区分は許されないとしたのである。判決はまた、社会保障法が遺族給付を定めた真の目的は、女性の経済状態を償うことではなく、両親の一方を失った未成年の子供に、他方の親の世話を受ける機会を保障することにあったとする。生存している方の親が家庭に留って子供の世話をすることを可能ならしめることが真の目的であるとすれば、性によって親の間に区別を設けることは、この立法目的と何ら合理的関連性はないとする。以上のように、判決は、この法律は二つの点で同一状態にある男女を同一に扱わなかったとするのである。すなわち第一は、勤労者は月々の給与より保険料を控除され、それによって自分の死後の家族の生活保障を期待している。この点において男性勤労者と女性勤労者は同一の状況にある。しかし現実に法律が残された家族に与える保護は、男女勤労者の間に差異のあるもの（同一でないもの）であったということである。そしてこのような別扱いを支えたのは、残された配偶者の性の違いによ

25. 43 L Ed 2d 522.

26. *ibid.*, 523.

る経済力の差という推定であった。この推定は、女性のみが家庭の外で働いている場合を考えると社会的事実と一致しないことになる。そうすると残された配偶者という点で、男女は同一状況にありながら同一扱いされないことになり男性差別となるのである。そしてまた、残された配偶者は未成年の子供を養育する義務を負うている点で同一状況にある。この義務を果すためには、男女は同一の行動をとる必要に迫られる。すなわち、残された男女が外での仕事を有している場合には、それを放棄して家庭に留まり養育の義務を果すか、別に養育係の人を雇うか、外での仕事に就いていない男女の場合は、外へ出ることを一時放棄して引きつづき家庭で養育の義務を果すということである。そうであれば、男女いずれの配偶者があとに残ったのであれ、その養育のために経費を必要とする点で状況は同一となり、これを残された配偶者が男であるということだけで同一扱いをしないとすることはできない。これが第二の点に関する判断である。

女性勤労者の所得の重要性についての推定は、1977年の *Califano v. Goldfarb*²⁷ でも争われ、違憲の判定を受ける。連邦社会保障法は、夫を失った妻は死亡した夫の所得に基づく遺族給付を無条件で受けることができるが、妻を失った夫が、死亡した妻の所得に基づく遺族給付をうけるためには、自己の生活費の少くとも 2 分の 1 を亡妻に依存していたことを立証しなければならないと定めていた。25年間公立学校の職員として勤務し、その間ずっと法定保険料を支払っていた妻が死亡した後、夫が遺族給付申請をしたところこの受給要件を満していないということで給付を拒否されたため、訴訟を提起した。最高裁は、これを *Wiesenfeld* 事件と同じ推定事実により支えられた性区分と認定し、同じ状況にある男女を異なったように扱うものと判定したのである。

このような判決の論理は、1980年の *Wengler*²⁸

27. *Califano v. Goldfarb*, 430 US 199, 51 L Ed 2d 270 (3/2/1977).

事件にも踏襲されている。ミズリー州労働者災害補償法は、死亡給付の支給要件について、勤労者である妻が死亡した場合の夫への支給は、夫が精神的又は肉体的に執務不能の状態にあるか、もしくは妻の扶養家族であったことの立証をした場合に限ると定め、夫が死亡して妻が支給をうける場合には、夫の扶養家族であったことを証明する必要はないと定めていた。妻が勤務中の事故で死亡したのち、残された夫が死亡給付金の申請をしたところ前述の要件を立証できなかつたため拒絶されたので、同一状態にある、夫を失った妻と妻を失つた夫とを異なつて扱うものであるとして訴えた。最高裁は、Frontiero 事件、Wiesenfeld 事件、Goldfarb 事件におけるのと同種の推定事実の存在を認定し、これら各判決の論理を適用して本件条項を違憲と判定した。

以上のように、女性の所得に対する推定にもとづく性区分立法は、ことごとく憲法違反とされたのである。

④ 女性の義務遂行能力についての推定

ひとたびの女性が男性と同一の役割を演じているということが社会的事実ということになると、男女は異なる役割を果しているということを社会的事実として、それに基づき課されてきた男女の義務の相違も、その適憲性を問い合わせることになる。従来、当然視してきた男女の役割分担型思考に基づく男女の義務の差を問い合わせた事件が、これもまた婚姻関係の破綻という家庭の崩壊を通して持ち上るのである。

まず第一に、離婚後の扶養料支払い義務に見られる性区分を争った1979年の **Orr v. Orr** 事件²⁹ がある。アラバマ州法は離婚に際して、夫に妻に対する扶養料支払い義務を課す一方で、妻についてはその義務を課していないかった。離婚判決の中で、妻に対し月額1240ドルの扶養料を支払うよう命じられた夫からの扶養料支払いが遅滞しているので、裁判所侮辱の訴えを妻が

提起したところ、夫が前述した法律は男女差別立法であると争ったのが本件である。最高裁はこの言い分を認める判決の中で、その違憲理由の一つを次のように述べている。

「扶養料支払い義務を、支払い能力のある配偶者に課すという性的中立立法に比較して、当該アラバマ州法は、結局のところ、夫が困窮していて、妻は財政的心配のない状態にある場合の妻に対してのみ利益を与えていたのである。このような妻は、性的中立立法の下では、扶養料を支払う義務を負わされる可能性があるけれども、当該法律は、彼女にこのような義務を免除しているのである。したがって、『この別扱いから恩恵を受ける妻は、夫に依存していない者である』 *Califano v. Goldfarb*, 430 US 199, 221 (1977) スティーブンス判事同意々見)。彼女らは、正確に言って『困窮していない者』であり、そして結婚制度による『差別の被害者であった可能性がもっとも少い者』 (*ibid.*) である。性的中立区分に比して、優遇する理由の存在していない者に対してのみ余分の恩恵を与えることになる性的区分は、平等保護条項にもとづく審査に耐えることはできない。」³⁰

従来、離婚に際して、夫から妻に対し扶養料を支払うということが当然視されてきたのは、夫が家庭の外にあって所得を得、家計を支えていたから夫には財政的能力があり、妻は家庭内にあったので財政的能力を欠くと同時に、離婚後家庭の外で所得を得る状態を準備する機会を欠いていたが故に、離婚は妻を財政的不安状態に陥れると推定されたからである。しかし、女性が家庭の外にあって従来の男性の役割を果しているということが、ひとたび社会的事実として確認されるとこの推定は必ずしも真実とはならなくなる。すなわち、女性の中にも離婚が財政的困窮を意味しない者が存在すると同時に、逆に男性の中にも離婚が財政的困窮を意味する者も出現してくることになる。この点において、男女は理論上同一状態にあることになる。従つ

28. *Wengler v. Druggists Mutual Insurance Company*, 48 LW 4459 (4/22/1980).

29. *Orr v. Orr*, 47 LW 4224 (3/5/1979).

30. *ibid.*, 4228.

てこのような状態下で男性にのみ扶養料支払い義務を課すことは、同一状態にある男女を同一に扱わないということになるのである。この判決文はこのことを言っているのである。

このように女性が家庭外での役割を果していることの認定は、婚姻関係にあった男女の離婚後の義務という私的義務についての平等化を招来するに至った。このことはまた市民的義務遂行上の男女の平等化をも確認することになるのである。それが陪審員勤務をめぐる性区分事件である **Taylor v. Louisiana³¹**において持ち上るのである。

ルイジアナ州法は、女性は陪審勤務につくについての希望をあらかじめ文書で提出しないかぎり、陪審勤務のために選出されないと定めていたが、男性についてはこのような陪審勤務を一般的に免除する規定を置いていなかった。本件は、加重誘拐罪で有罪の判定を受け死刑を宣告された被告人（男性）が、①自分の有罪判定を下した陪審員から女性が全く排除されていたこと、②女性が排除された形の陪審は社会を公平に代表した形の陪審でないから、自分は公平な陪審裁判を受ける権利を侵害されたこと、③このような権利侵害を生み出した原因是、ルイジアナ州法が女性を陪審勤務から排除していることにあると主張して争ったものである。この主張を認め、違憲判断を下す過程で、最高裁は次のように述べている。

「女性というものは社会において特有の役割を果しているがゆえに、陪審勤務はこの機能の重大な障害となるものであるから、州はたとえほとんどすべての陪審員が男性となるとしても、女性が任意に望むのでないかぎり、女性をこの勤務から排除することについては十分なる正当性を持つという主張がある。**Hoyt v. Florida, 368US 57 (1961)** 事件で、このような免除に対しては十分合理的な理由が存在しているがゆえに、このような制度は適正手続条項、または法の平等保護を否定していないと判断したことも

31. **Taylor v. Louisiana**, 419 US 522, 42 L Ed 2d 690 (1/21/1975).

事実である。……女性各自が皆、陪審勤務につくことは『特別難しい状態』にあたるとか、社会はどの女性であれ彼女らが現在従事している仕事を中断することはできないということを今日述べることは難しい。こういう事例は多く存在するだろうし、また免除されるべき者と勤務につくべき者とを振り分けるのは煩わしいことでもある。しかしこの仕事は男性の場合には行われているのである。女性を取り扱うに際しての行政的便宜性というものは、刑事裁判で陪審員によって代表される社会の判断の質を低下させることに対する正当性としては、十分でない。……女性は陪審に加わる資格がないとか、女性の置かれている状況から女性の誰もが陪審勤務につくことを要請されるべきではないというような場合がかつてあったとすれば、そのような時代はずっと以前に過ぎ去ったのである。過去の時代においては、修正6条に定める陪審は社会の公平な横断面から選出されねばならないが、女性を排除することは認められていると判断することが過去においてたとえ可能であったとしても、これは今日の問題状況ではない。社会は時間が異なり場所が異なることにより違ってくるのである。ある時期ある場所における公平な横断面は、必然的に、別の時別の場所における公平な横断面となるとはかぎらない。」³²

判決は、女性の役割は家事育児にあるから、家庭外の仕事の一つである陪審勤務を果すことは、女性本来の任務の遂行を妨げることになるとか、また女性はそのような任務を遂行する能力を欠くという推定が社会的事実として認められたのは、過去の時代であるとしているのである。今日の状況は、女性が家庭外で男性の役割を果しているということであるがそれを社会的事実として認定するからには、陪審勤務のため自分の仕事が中断されるという点においても、それは、男性勤務者であれ女性勤務者であれ、同一である。にも関わらず、女性についてのみ公的義務を免除することは、同一状態にある男女を同一に扱わないことになるのである。この判

32. 42 L Ed 2d 700, 702.

断は、同じように女性に対し陪審勤務の免除を定めているミズリー州法を性差別として争った1979年の **Duren v. State of Missouri³³** 事件の違憲判決でも確認されている。

5. 立証事実にもとづく性区分

① 過去の差別に対する補償

これまで考察してきた性区分立法は、すべて共通の推定事実に支えられたものであった。それは、伝統的な男女の役割分担思考に由来する推定事実であった。そして、これらの推定事実に支えられた性区分立法を、最高裁はことごとく法の平等保護の拒絶と判定し、憲法違反の判決を下したのである。このような形の性区分立法に対して、最高裁で争われた事件の中にはいま一つの形として、立証された事実にもとづく性区分とされるものが存在する。いずれも女性を男性より優遇した立法として、男性側からの違憲の申し立てにより争われたものである。このような事例の第一のものに、1974年の **Kahn v. Shevin** 事件³⁴ がある。

フロリダ州法は、夫を失った妻に対してのみ財産税免除の措置をとっていた。妻を失った男性が免除申請を行ったところ、法律は妻を失った男性に対しては女性の場合と同様の恩典を認めていないという理由で拒絶されたので、この法律は法の平等保護条項を侵すとして争ったのが本件である。この法律の立法目的は、男性と女性との経済力の差異を縮少することであると認定したのち、最高裁は次のようにこの立法を支えている事実の認定を行う。

「フロリダ州、その他のいずれの州においても、一人暮らしの女性が直面している財政的困難は、男性の直面している財政的困難を上まわるものであることについては論争の余地はない。明らかな差異からであろうと、また男性支配文化を定着させる過程で出てきたものであろうと、職業市場は低賃金職以外のものを求める女性に

対しては不親切である。もちろん、このような状況を是正しようという努力はなされている。……しかし、頑として確立されている慣行はこのような努力に対して抵抗を示している。そして実際、合衆国労働省婦人局により収集された資料によると、1972年時において常勤の女性の平均所得は、男性常勤者の平均所得の57.9パーセントにしかすぎず、これは1955年に達成されていたものより実際6パーセントも低い数値であることが判明するのである。別の資料も同じ傾向を指摘している。この不均衡は、夫を失った妻の場合にはもっと悪い状態となりがちである。妻を失った男性の場合には通常、妻が死亡する前から就いていた仕事を継続していくことができるが、夫を失った妻は多くの場合、全く不慣れな職業市場へ、しかも今まで経済上夫の所得で生計を立てていたことから、すぐに役立つ技術をほとんど持ち合わせていない今まで、突然、意に反して放り出されるのである。」³⁵

これは、男女間の経済力差は社会的事実として証明されているということを述べているのである。女性が家庭外の役割を果していることが社会的事実としても、その社会における両者の所得には大きな差異が存在すること——これが、一人暮らしの女性の財政的困窮度が男性の場合より大きいことの原因であること、そしてこれが、夫を失った女性の場合には一層大きくなるということを述べているのである。男女の間に経済力の差が存在することが証明された事実であるとすると、女性に対する財産税の免除という形で男女を別扱いすることは、男性と女性との間の経済力の差異を縮少させよといふ「立法目的に正当かつ実質的関連性をもった相違を理由とする」ものであるということになるのである。このような論理により、最高裁は、当該法律は同一状況にないものを別扱いしている合憲のものであると判断したのである。

このように、推定事実ではなく、男女が同じ状況にないという論証可能な事実にもとづく性区分とされたものに、1975年の **Schleginger v.**

33. 47 LW 8089 (1/9/1979).

34. Kahn v. Shevin, 416 US 351, 40 L Ed 2d 189 (4/24/1974).

35. 40 L Ed 2d 192-193.

Ballard³⁶ 判決がある。これは海軍士官の強制除隊までに勤務する年月（身分保障期間）が、女性士官の方が男性士官より長いのは男性差別であるとして争われた事件である。最高裁は、この別扱いは推定にもとづくものではなく、勤務内容の相違（①女性は戦闘部隊に参加する飛行勤務につけないし、②船上勤務く病院船、輸送船を除く）につけてからくる海上勤務歴の差から、男女士官の間には昇進の機会に差異が存在するという論証可能な事実にもとづくものであると判定した。すなわち、昇進の差からくる経済状態の差を縮少させることができ女性士官の身分保障を長くした立法目的であり、この立法目的にこの男女別扱いは実質的関連性をもつものであるとして、合理性のある性区分と判定したのである。³⁷

同じことは、1977年の **Califano v. Webster³⁸**においても認定された。この事件は、連邦社会保障法の一部を成す老年年金給付の規定が、年金額計算の基礎としての勤続期間中の「平均月額賃金」を算定する時、男性と女性の労働者では計算方法を異にし、結果として女性の年金額の方が同じ立場にある男性のそれよりも高めになるようにしてあったのを、男性差別として争った事件である。³⁹ ここにおいても最高裁は、女性優遇規定は男女の役割分担型思考にもとづく推定に支えられているのではなく、過去の経済領域における女性差別に対する償いという立法目的を達成するものであるから、合憲であるとしたのである。

② 統計による立証

以上の三件は、男女間に存在するとされている相違は単なる推定に支えられているのではなく、証拠により社会的事実として立証されているものであるという点から、各法律上の男女別扱いを同一状態にないものに対する別扱いと判

36. Schlesinger v. Ballard, 419 US 498, 42 L Ed 2d 610 (1/15/1975).

37. 42 L Ed 2d 618.

38. Califano v. Webster, 430 US 313, 51 L Ed 2d 360 (3/21/1977).

39. 51 L Ed 2d 363 ; 高橋・前掲註(2) p. 97.

定したのである。これにより判明するごとく、性区分立法の合憲性判定を分つのは、その区分立法を支えている社会的事実が裁判所により、立証された事実であると認定されるか否かということである。以上三件では、男女労働状態の相違に原因する女性賃金の低さが、立証された社会的事実と判定されたのである。⁴⁰ 次に、これが立証されていない社会的事実とされたものに1976年の **Craig v. Boren** 事件⁴¹ がある。

オクラホマ州法は、未成年者に対するビールの販売を禁止するとともに、これとの関係で成年令を男性21歳、女性18歳と法定していた。本件は、この法律により未成年とされている一男性とビール販売店主とが、当該法律は18歳から21歳の間の男性を差別するものであるとして争ったものである。裁判所は本件に Reed 判決を適用して判断を引き出しが、同じ基準を適用しつつも、地裁は合憲判断⁴² を、最高裁は違憲判断を示す。

この法律の立法目的は、交通安全の確保ということであった。そして政府側は、18歳から21歳までの男女の間にはこの立法目的と重大な関係をもつ相違が存在すると主張し、しかもその相違は統計による証拠によって立証されたものであると主張したのである。そして連邦地裁は、この統計資料は性にもとづく区分が当該目的の達成に相当な関係をもっていることを立証するものであると判定したのであった。重要な公益の存在、並びにそれ（立法目的）と性区分との間には重大な関係（相当な関係）があると判断したのであるが、この相当関係の判定根拠は統計資料にあったのである。この統計のもつ説得性が最高裁で争われる所以である。最高裁の違憲の論理は次のようなものである。

40. 但し、この種の事件にも推定事実が含まれていると言ふことも可能である。Kahn 事件において、White 判事は、夫を失った女性はすべて同じ状況にある男性より財政的な窮屈状態にあるという推定は事実に反するとして反対意見を述べている。（40 L Ed 2d 196-197）。

41. Craig v. Boren, 429 US 190, 50 L Ed 2d 397 (12/20/1976).

42. 399 F Supp 1304.

まず、立法目的が交通安全の強化にあるということを認定し、そして公共衛生、安全の確保は政府の重要な役目であるとして、当該立法目的は重要な公益であると判定する。ここまでとの点に関しては連邦地裁判決を認めるのである。しかし、性にもとづく区分がこの立法目的に重大な関係を有するということの立証はなされていないと判断する。

政府側が、右の関係を立証する証拠として提出した統計資料とは、次の5点であった。①「酒気を帯びて」又は「泥酔して」運転をしたがために逮捕された18歳から20歳の男性は、同年令期に逮捕された女性の数をはるかに越えているということ（1973年の逮捕に関する統計）。②交通事故の被害者、死亡者のうち17歳から21歳の青年が非常に多く、男性が女性を数の上で上回っていること。③ビールを飲んだ上で運転する傾向は若い男性の方が、同年令の女性より高いこと（オクラホマ市路上で行われた任意抽出調査）。④「飲酒運転」を理由とする逮捕者の数の増加が全国的にみられること（連邦調査局の全国統計）。⑤若者の自動車事故は、飲酒後のものが多いということ（ミネソタ、ミシガンの統計資料）。

連邦地裁は、（本件は全く疑問の余地なしというのではないとしながらも）この統計上の証拠は「争われている区分の根底にある立法判断を支える合理的根拠」を実証していると判断したが、最高裁は、次のようにこの統計の問題点を指摘する。第一は、

「たとえ、この統計的証拠が正確であると受け入れられるとしても、これは本件において提出されている平等保護問題に対して、根拠の弱い答を提出しているにすぎない。この統計調査のうち、もっとも焦点をあてられ当面の問題に関連していることがら、すなわち、酒気運転の罪による18歳から20歳までの逮捕者というもの自体が、この証拠資料は最終的に説得性がないということを立証しているのである。性と、オクラホマ州が規制しようとしている実際の行動（すなわち 酒気を帯びての運転）との間の相互

関係という観点からみると、この統計は、女性0.18パーセント、そして同グループに属す男性2.0パーセントがこの罪で逮捕されていることを明白に立証している。しかしこのような不一致は統計的意味ではささいなことではないが、区分わけの装置としては、これは性という一線を採用する根拠をほとんど形成できないのである。たしかに、男性というものが、飲酒と運転との間の関係を示す代用物として資することができるとしても、2パーセントという相関々係は、非常に希薄な『一致』と考えられるべきである。実際、諸先例は、たとえ問題の制定法が、これよりもはるかにはっきりと関連性があるということを経験上予言できるような資料に依拠している場合でも、性を判断形成要素として使うことを一貫して拒絶してきたのである」⁴³ ということである。そしてその第二は、

「研究調査の多くは、酒気をおびた上で運転の数が不幸にも増加していることをグラフで示しているが、この認定と本件に含まれている年令一性による別扱いとの関係を明らかにしようとはしていない。実際、若年の運転者と彼らのビール飲用（飯酒）とに明らかに注意を向けている唯一の調査は（ここでビールは明らかに薄められた3.2パーセント種ではなかった）、それが性または年令による区分のとどちらかを正当化する説得性をもつものとみることはほとんどできないという結論に到達しているのである。」⁴⁴

第三は、「オ克拉ホマ州法は若年男子に対し3.2パーセントビールを販売することのみを禁止しているのであって、（たとえば、18～20歳という女性友人に購入してもらうとかして等）一度入手したビールを飲むことを禁止しているのではないことを考えると、性と交通安全との間の関係は非常に希薄になるので、性にもとづく別扱いは制定法目的の達成に実質的関係をもつものという Reed 判決の要件を満たさないことになるのである。」⁴⁵

43. 50 L Ed 2d 397, 409.

44. *ibid.*, 410.

以上、最高裁は、政府側が主張した男女間の差異の存在については立証がなされなかったので、これを立法目的との関係のある差異と認定することはできないと判断したのである。これによって、本件の立法を支えていた社会的事実は、立証された事実ではなく、推定に近いものと判定されたのである。

6. 最高裁判所判決の意義

① 最高裁判決の解決した問題点

以上みてきたここ10年間における最高裁の判決を通して、どのような問題が解決されたのであろうか。次のように述べることができよう。

(1) 性区分立法が、男女の役割分担思考とそれから派生する諸推定にもとづいている時、最高裁はことごとくこれら法律を法の平等保護に違反すると判断した。社会において果す男女の役割、男女の能力は相違しているということが大前提となって、立法に際して性区分が導入される。しかし、この大前提が真実でないということになると性区分を導入する理由が存在しなかったということになる。一連の違憲判決はこのことを示しているのである。男女の役割、能力についての相違ということは証明されていない単なる推定上の事実であって必ずしも証明すべきの社会的事実ではない。そうであるなら、そのような未証明の事実にもとづいて男女間に相違が存在するとして男女を別扱いする時、その法律の適用を受ける個々人は、必ずしもその立法が本当に予定している対象者ではない場合が出てくることになる。性区分立法はいずれかの性に属する者だけを、法律上優遇したり、不利益を受けさせたりするところに特徴がある。違憲判決は、真の適用対象者はこのように性により決定されるのではなく、個々人の資格判定により決定されねばならないということを述べようとしているのである。性を区分理由とする、立法目的との関係で個人の資格を判定するという手続を省略することができ、法律の執行は非常に能率的となる。推定にもとづく性区

分立法のほとんどは、このような行政的便宜性という利益のために採択されたものであった。最高裁違憲判決は、行政的便宜のため採択された性という区分理由は、その立法目的との関係で法律の適用対象者を明確に示す指標となっていなことを指摘しているのである。その理由として、長年この性区分を支えてきた男女の役割分担というものは、すでに今日の社会的事実ではないということを認定したのである。すなわち、性区分立法を支えてきた社会的事実に変化が起ったからには、性を男女の役割の相違、能力の相違を示すものとして使うことはできなくなったと述べているのである。ここに1960年代初頭までの最高裁の合憲判決と決定的に異なる点が存在しており、今回の違憲判決の最大の特色が存在するのである。これにより性を区分理由とすることは、本来適用対象でない者に法律を適用するという不正確な行政を生むことになるから許されないとということになったのである。これが最高裁判決が解決した第一の点である。

(2) 最高裁の判決が示している第二の点は、立法が推定事実でなく立証された事実に支えられている時は、その立証の程度により（証明の十分性により）性区分は許される場合と許されない場合があるということである。その立証の程度は、性区分と重要な公益（立法目的）との間に実質的関係が存在すべきであるということである。女性が過去に受けた経済的差別を補償するために女性を優遇扱いする規定は、立法目的との間に実質的関係があると判定され、交通安全の確保のため男女がビールを購入できる年令に差異を設ける規定は、立法目的との間に実質的関連性を有しないとされたのである。

(3) 70年代の最高裁判決は、これまでに考察してきた諸判決を通して以上の二点を明らかにしたと共に、次のことをも示している。それは一方の性に特有の現象を理由とする区分は性区分ではないということと、性的中立規定を適用した結果、一方の性に属する者に対し極端な不利益効果を及ぼしたとしても、それは性差別とはならないということである。前者の例としては、

1974年の **Geduldig v. Aiello** 判決⁴⁶ がある。これは、労災補償の適用対象となっていない疾病が原因で一時的に労働できない時、その間の賃金、治療費の一部を給付する疾病保険の「疾病」の中から、正常な妊娠による労働不能を排除していたカリフォルニア州法は、女性を差別するものであるとして争われた事件である。最高裁は、これは、妊娠という客観的に認識可能な肉体的状態を理由とする区分であるとして、性にもとづく区分（不利益扱い）ではないと判断した。すなわち、ここで区分けされているのは、妊娠をしている女性グループと、妊娠と関係のない女性と男性全体から成るグループであり、女性対男性の区分けではないとしたのである。

後者の、性的中立規定の効果を争った例としては、1979年の **Feeney** 判決⁴⁷ がある。これは、雇用に際し退役軍人を優遇するというマサチューセッツ州の退役軍人優遇法は、適用されると女性を不当に差別する効果を果すとして争われた事件である。違憲の申し立ては、公務員試験を受験した一市民（女性）が、二度の受験において常に自分より成績下位の退役軍人（男性）が採用され、自分が不採用になったという事実を知るに及んで提起したものである。最高裁は、「退役軍人」という語は性的中立用語であると同時に、退役軍人中には男女退役軍人が含まれており、また、非退役軍人中にも男女市民が含まれているから、本件区分は退役軍人と非退役軍人とを区分するものであって男女を区分するものではないとした。すなわち性区分の問題ではないとしたのである。また、中立規定の効果の問題については、その規定がたとえ一方の性に極端に不利な効果を与えるとしても、その効果を差別目的と結びつけることができる場合のみ違憲となるとした。そして本件では、女性を差別する目的は認定できないとしたのである。⁴⁸

46. *Geduldig v. Aiello*, 417 US 484, 41 L Ed 2d 256 (6/17/1974).

47. Personnel Administrator of Massachusetts *Fee-ney*, 47 LW 4650 (6/5/1979).

48. *ibid.*, 4654-4655.

② 最高裁判決の残した問題点

性区分問題として争われた事例に対する最高裁のこのような形での問題解決は、次のような問題点を残したといえよう。

(1) 第一是、推定事実に支えられた性区分立法を違憲とした場合の、その判断の根拠についてである。60年代までこのような性区分を合憲としてきた最高裁がその判断を変更した決定的理由は、男女の役割分担思考は現代社会の事実を反映していないということであった。すなわち、女性はもはや家事、育児にのみ従事しているのではなく、家の外の仕事に従事しているということが社会的事実として司法的に認定されたのである。立法を支えた社会的事実が変化したことから、法律の合憲性を違憲性へと変化させたということである。このことは、再び立法を支える社会事実に変化が生ずれば、違憲判断は合憲の判断へ戻るということを意味するのである。また、推定事実は、個人に対しその推定に対する反証の機会を与えていない点に違憲性が存在するのである。このことは、性区分を採択してもその法律の適用を受ける者全員に、男女の別なく反証の機会を与えておけば憲法的に問題はないという風にも解釈できるのである。すなわち、ここに今回の違憲判決の不安定性が存在しているのである。社会事実の変化を根拠とするかぎりは、性区分自体の完全解決にはならない。また、反証の機会と結びついた性区分立法の出現を阻止することはできないのである。これが、判決の残した第一の問題点というべきであろう。

(2) 第二是、立証事実にもとづく性区分事件に対し示された最高裁判断が残した問題点である。最高裁内部には、この10年間に、性区分立法に対する憲法判断基準をどうすべきかについての意見の対立がみられた。それは、性区分を違憲の疑いのあるもの（suspect classification）とみるかについての対立であった。73年のFrontiero 判決において4人の裁判官が suspect の立場を表明したが、⁴⁹ その後、この立場は最高裁内

49. 36 L Ed 2d 592. 尚、性を Suspect とする立場は

部の多数派を形成できず、最高裁は性区分に対しては一貫して、71年の Reed 判決の基準を適用してきた。そして70年代末には、この基準は、Craig 事件で「性による区分が、憲法上の異議申し立てに耐えられるためには、重要な公的目的に資するものでなければならないと同時に、それらの目的に実質的関係がなくてはならない。」⁵⁰ という形で示された。今日では、この基準は最高裁の性区分立法審査基準として確立したと言えるのである。すなわち、性区分立法審査の基準は suspect からする厳格審査ではなく、それを少しゆるめた形のいわゆる第三の基準、強化された合理性テストと呼ばれるものとして定着したと言えるのである。この立場の特徴は、立法目的と手段である性区分との間の実質的関係の立証を求める点にある。しかし、どの程度の立証がなさればこの要件を満たしたことになるのか、その客観的水準は示されていない。そこから、この基準を適用した場合にはかなりの幅で裁判官の裁量的判断が入りこむ余地が出てくるといえる。このことは、同一基準を適用しつつ下級審裁判所と最高裁の判断が真反対になることがよく示すところである。これは、この基準の下で性区分立法を判断するかぎり、合憲とされるものも多く出てくる可能性が高いということである。すなわち、この基準を適用しつづけるかぎり立証事実にもとづくとされる形の性区分を採択することを、憲法的に阻止することはできないということを意味しているのである。これが、最高裁判決の残した第二の問題点である。

(3) 第三は、妊娠、出産という女性特有の現象を性に関する問題でないとする最高裁の立場がもたらす問題である。妊娠、出産を理由とする別扱いは、現象的にはたしかに妊娠している女性とそれ以外の男女との別扱いである。しかし、この別扱いは常に女性にのみ効果が及ぶも

のである。これを性区分でないとすることは、性区分立法に適用するものとして考え出された前述の基準を適用しないことを意味する。そうであるなら、この問題に対しては厳格審査の基準か、または、ゆるい合理性基準が適用されることになる。これまでみてきた妊娠を理由とする別扱いは、妊娠を理由とする解雇、強制休暇、疾病保険、有給休暇の対象から排除する、出産後の職場復帰の保障なしというように、社会立法の分野にみられてきた。そうなると、妊娠による別扱い立法には、最高裁が伝統的に社会経済立法に適用してきたゆるい合理性の基準が適用される率が非常に高くなるということである。ゆるい合理性の基準は立法部判断を裁判所が高度に尊重する点に特徴があるから、妊娠、出産による別扱いはほとんど憲法的に許されることになる。このことは、すべての性区分の根源ともいるべき妊娠、出産という女性特有の現象を理由とする立法上の別扱いを、撤廃することはできないことを意味しているのである。このことが最高裁判決の残した第三の問題点である。

7. む す び

—憲法改正の意味するもの—

最高裁が、性区分問題に対し示した解答は、このように三つの問題点を残したのである。このような問題点を残す解決しかできなかった最大の原因は、アメリカ合衆国憲法上の性区分の扱い方にあるというべきである。最高裁がこの問題に対処するに際し依拠した条文は、修正14条の「いかなる州も、その管轄内にある何人に対しても法律の平等保護を拒むことはできない」という規定であった。この規定は、州に対し平等保護の拒絶を禁止してはいるが、性区分を立法中に採択することを明文で禁止してはいない。したがって、性区分自体が憲法上許されるか否かは、それが法の平等保護の拒絶をもたらすものであるか否かによって決るのである。最高裁は、Reed 判決において示したごとく、法律の平等保護とは、同じ状況にある者はすべて同じ扱いをされることと解した。そして、同

Kahn 事件と Ballard 事件における Brennan 判事の反対意見中にも見られるが、その後、同判事はこの立場を表明していない。

50. L Ed 2d 397, 407.

一状況にあるか否かは、両性の間に存在しているとされる相違が立法目的と実質的関連性を有する相違であるか否かにより決るとしたのである。そしてこのような解釈を適用することにより、多くの性区分立法は同一状況にある者を同一に扱わない結果をもたらしていると判断したのであった。しかし、前述したごとく、この判断は法律を支える社会的事実に変化が起れば、逆戻りして、性区分は同一状況にない者を同一に扱わなものであるから合憲であるとされる可能性をもつものであった。このような判断の不安定性は、憲法中の性区分立法禁止規定の欠如によるのである。

アメリカ憲法は、唯一つの事態についてだけ性区分を禁止する明文規定を定めている。それは1920年制定の修正19条である。ここでは「合衆国市民の投票権は、性区分にもとづいて、合衆国又はいかなる州によっても拒絶又は制限されてはならない」と定め、投票権に関する性による別扱いを禁止している。これは、投票権については男女の間にいかなる相違の存在が主張されようと、これを立法上の別扱い理由として考慮してはならないということを意味しているのである。1972年に提案され、今日なお、州の批准を求めてづけている憲法改正案は、この性区分を一般的に一切禁止せんとするものである。それは「法の下の諸権利の平等は、性別を理由にして、合衆国又はいかなる州によっても否定され又は制限されてはならない」というものである。この規定は、立法に際しての性区分の採択を禁止するから、この規定の下では法律上の区分はすべて性的中立のものでなくてはならないことになる。したがって、この規定の下では、裁判所の憲法判断は現在よりもっと単純化されるであろう。すなわち明文により男女を別扱いするものは、すべてこの修正条項の性区分禁止規定違反とされる。そして妊娠のような一方の性特有の現象については、その効果が女性にのみ及ぶところから、これは性に該当するという解釈が示されるか又は、性区分禁止に該当する疑いがあるということから、いわゆる厳

格審査適用の対象とされる⁵¹ことになるであろう。

このように1972年3月に上院を通過した憲法改正案は、最高裁がこの十年間に示した憲法判断の残した三つの問題点をことごとく解決する機能を果すものとなるであろう。そしてこの点こそ、まさに、憲法改正の意味が存在しているといえるのである。

51. Katherine T. Bartlett, *Pregnancy and the Constitution: The Uniqueness Trap*, 62 CALIFORNIA L REV. 1532, 1565 (1974); Brown, Emerson, Falk and Freedman, *The Equal Rights Amendement: A Constitutional Basis for Equal Rights for Women*, 80 YALE L. J. 871, 893-94 (1971).